平成２２年（フ）第６３６号
京都市山科区大宅打明町６番地　大宅市営住宅２棟403号
債務者　太田　雅一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
京都市南区吉祥院宮ノ東町14番地　第二グレース安田210号
債務者　豊村　悠吾（旧姓趙）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
京都市南区吉祥院宮ノ東町14番地　第二グレース安田210号
債務者　豊村智香子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
京都府向日市森本町下森本15―11、住民票上の住所京都市伏見区深草東伊達町15番地
債務者　小料理まりあこと　関森　眞弓
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
京都府京田辺市河原神谷69番地　４―506
債務者　林　　嘉奈
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
京都府向日市寺戸町西野14番地の１
債務者　柏原　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
京都市左京区一乗寺中ノ田町12番地３
債務者　井手三知恵
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２０号
京都市伏見区深草向川原町20番地94
債務者　西本こと　李　　相才
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３９号
京都市上京区天神道下立売上る行衛町465番地
債務者　木下貴美代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２３号
京都市南区西九条南田町１番地の３　九条公団619号
債務者　小松原淑子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地５　白浜南住宅１―104号
債務者　大泉ゆかり
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９０３号
広島市安佐北区可部８丁目15―20―５　タウニー田川202、申立時の住所広島県廿日市市津田370番地８
債務者　吉川　修司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７８号
広島市東区牛田東２丁目12番43―206号
債務者　池田　隆美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０号
広島県大竹市立戸３丁目７番４号
債務者　荒川　　章
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３４号
広島市西区古江西町２番２号
債務者　宮田　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３５号
広島市西区古江西町２番２号
債務者　宮田　清美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５８号
広島市安芸区中野東２丁目22番24―６号
債務者　桧和田哉子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６０号
広島市安佐南区中筋２丁目２番４号
債務者　宮本　論美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部